

大情審答申第 245 号  
平成 21 年 3 月 30 日

大阪市教育委員会  
委員長 池田 知隆 様

大阪市情報公開審査会  
会長 川崎 裕子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服  
申立てについて（答申）

平成 19 年 6 月 1 日付け大市教委第 771 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

## 第 1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、平成 19 年 3 月 29 日付け大市教委第 4690 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を取消し、別表に掲げる文書を対象文書として特定した上で、公開等決定を行うべきである。

## 第 2 不服申立てに至る経過

### 1 公開請求

異議申立人は、平成 19 年 3 月 15 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別個別金額及び使途明細 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」の公開請求を行った。

### 2 公開請求に対する決定

実施機関は、前記の公開請求のうち「大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別個別金額 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」については、平成 19 年 3 月 29 日付け大市教委第 4689 号により公開決定を行った。

他方、「大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別使途明細 自平成 13 年度至平成 18 年（12 月迄）（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」（以下「本件請求」という。）については、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

### 記

「上記情報のうち、土地建物売払代金にかかる使途明細については、作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 4 月 25 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づく異議申立てを行った。

### 第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 市有財産の売却に係る手続等の概要

本市においては、土地面積及び建物延床面積が 100 平方メートル以上の不動産（以下「100 平方メートル以上の財産」という。）の売却にあたっては、公有財産の高度利用その他の総合的かつ効率的な運用を図る観点から、大阪市財産運用委員会規程（昭和 44 年達第 6 号）により設置されている財産運用委員会での審議が必要とされている。同委員会では、各所管局が売却処分を予定している案件を議案として審議を行っており、同委員会において承認されたものについては、各所管局から契約管財局に対して文書で売却手続依頼を行い、それを受け契約管財局で売払処分を行っているものである。

なお、100 平方メートル未満の財産（過小地（地形狭長不整形等で独立して一宅地を形成しない土地）を含む。）については、財産運用委員会の審議を必要とせず、各所管局から契約管財局に対して文書で売却手続依頼を行い、契約管財局で売払処分を行っているものである。

#### 2 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書とは、「大阪市の財産（土地、建物）を売却した年度別使途明細　自平成 13 年度　至平成 18 年 12 月迄（売却代金が土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業費に充当されるものを除く。）」であり、実施機関は、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示す資料」であると判断した。しかし、本市財産を売却した際の売却代金については、使途を特定しない一般財源であると解釈されているため、個々の物件ごとの売却代金が、どのように使われているかまでは特定していない。

したがって、市有財産を売却した際の売却代金の使途明細に関する公文書は存在しないため、請求日時点において、職務上作成又は取得しておらず、条例第 2 条第 2 項に規定する「公文書」は不存在であることを理由に、非公開としたものである。

#### 3 異議申立人の主張について

異議申立書の中で、異議申立人は「市民の税金で土地取得又は建物を構築した物件を売却する場合は、一人で決定する訳ではなく、会議等で決定しているはずであり、議事録等の公文書はあるはずである。」と主張されている。

上記 1 に記述のとおり、本市財産の売却にあたっては、100 平方メートル以上の財産の売却について財産運用委員会における審議が必要であり、同委員会の場で売却の方針が決定されている。また、100 平方メートル未満の財産（過小地（地形狭長不整形等で独立して一宅地を形成しない土地）を含む。）については、財産運用委員会の審議を必要とせず、個々の決裁において意思決定を行っている。

したがって、実施機関においては、処分方針について財産運用委員会での審議が必要であるため、審議依頼等の公文書は保有しているが、上記2において述べたとおり、本件請求の趣旨は、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示す資料」であることから、当該審議依頼等は本件対象文書に該当しないものと思料し、本件決定を行ったところである。

(なお、異議申立てを受けて、上記審議依頼等については情報提供を行う予定である。)

#### 第4 異議申立ての主張

異議申立ての主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 異議申立ての趣旨

市民の税金で土地取得又は、建物を構築した物件を売却する場合は、当然一人で決定する訳ではない。会議等で決定しているはずであり、議事録も作成されなければならない。

したがって、公文書はあるはずである。

##### 2 異議申立ての理由

市民の税金で購入した物件を何らかの事由で売却する場合は、その原因と結果については、明らかにしたうえ、売却代金の使途についても説明責任がある。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

##### 2 争点

実施機関は、本件文書について、不存在を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立て人は、本件文書は存在するはずであり、本件決定を取消し、本件文書を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

##### 3 本件文書の存否について

(1) 実施機関によれば、本件文書とは、「財産の売却代金が、いかなる経費に充当されたか等の金額及び内訳を示す資料」であると判断したことである。

また、実施機関は、本市財産を売却した際の売却代金については、使途を特定しない一般財源であると解釈されているため、個々の物件ごとの売却代金がどのように使われているかまでは特定していないため、市有財産を売却した際の売却代金の使途明細に関する公文書は存在しないと主張している。

(2) 売却代金の使途明細に関する公文書は存在しないとの実施機関の主張に対して、異議申立て人は、市民の税金で取得した土地や構築した建物を売却する場

合は、一人で決定するわけではなく、会議等で決定しているはずであるから、議事録は作成されているはずであると述べている。

- (3) そこで、当審査会において、地方公共団体の財務会計制度について確認したところ、地方自治法第208条第2項では、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これを充てなければならない。」と規定しており、同法第210条では、「一會計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定している。

したがって、これらの規定によれば、地方公共団体には、一會計年度における一切の収入である歳入をもって、その年度における一切の支出である歳出に充てること、及び、予算には歳入歳出を混交することなく、収入、支出ともその予定額の金額を、それぞれ歳入予算、歳出予算に計上することは義務付けられているが、予算決算において個々の収入の使途明細や個々の支出の財源を決定し示すことは、一般には義務付けられていないと認められる。

- (4) ところで、地方自治法第211条第2項では、「普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。」と規定しており、これを受けて同法施行令第144条では、第1項で予算に関する説明書の種類を定めるとともに、第2項でこれらの書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければないと規定している。

そこで、総務省令である地方自治法施行規則で定める様式を確認したところ、予算に関する説明書である歳入歳出予算事項別明細書等には、款項目別の支出額に対する財源内訳を記載する欄が設けられていること、及びこの財源内訳は、特定財源と一般財源に区分され、特定財源はさらに国(都道府県)支出金、地方債及びその他に区分されていることが認められた。

- (5) このため、実施機関に対して、本件請求に係る財産売却代金の歳入歳出予算事項別明細書等への記載について確認したところ、売却代金は、金額を予算計上したいずれの年度の歳入歳出予算事項別明細においても、特定財源の一つとして、「財産売却代」などの項目に記載されていたことが認められた。

さらに、決算の書類について、地方自治法施行規則が定める様式を確認したところ、歳入歳出決算事項別明細書等に財源内訳を記入する欄は認められなかつたが、実施機関によれば、決算においても、予算に関する歳入歳出予算事項別明細書等とおおむね同じ様式により、款項目別の支出額に対する財源内訳を記載した書類を公文書として作成しているとのことであった。

そこで、実施機関に、本件請求に係る平成13年度から平成18年12月までの間に売却した土地及び建物の代金が、特定財源の「財産売却代」等の項目に記載されている決算の書類の提出を求めたところ、別表のとおりであった。

なお、平成18年度に財産を売却した代金を計上した決算の書類は、公開請求日時点においては、作成していなかったとのことであった。

また、当審査会が確認したところ、実施機関は、公文書としては、別表の書類よりも詳しく財源を記載した書類は作成していないとのことであった。

- (6) 当審査会において、実施機関から提出されたこれらの文書を確認したところ、財産を売却した代金がいかなる事業の経費に充当されたのかを示しており、本件請求に係る文書であると認められることから、本件文書は不存在であるとした実施機関の本件決定は、妥当でないと認められる。

したがって、実施機関は、本件請求に対して行った本件決定を取消し、別表の文書を本件文書として特定したうえで、改めて公開等決定を行うべきである。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史

別表 「使途明細」の請求に対して、実施機関が特定すべき文書

- 平成 13 年度から平成 18 年 12 月までの間に売却した土地及び建物の代金が、特定財源の「財産売却代」等の項目に記載されている決算の書類

公文書の件名	
1	決算財源表（平成 16 年度 一般会計（第 2 部））
2	決算財源表（平成 17 年度 一般会計（第 2 部））